

# 令和8年度（2026年度）三春町地域おこし協力隊募集要項

～『想いをカタチに。一緒に「みはるぐらし」してみませんか?』～

## 1 趣旨

三春町は福島県のほぼ中央に位置し、中核市である郡山市をはじめとする4市と隣接する地域性の強い町です。交通アクセスにも優れていると言えます。また、歴史も古く、城下町として栄えた史実もあります。現在も多くの神社仏閣や蔵などが中心地に点在しており、祭事も盛んに行われている町です。日本三大桜でもある「三春滝桜」が有名であり、全国的に「桜の町」として知られています。

町では現在「いつまでも“ゆかしい”まち 三春 ～みんなで育む 一人ひとりの想いが花開く地域づくり～」という将来像を掲げ、実現するためにさまざまな取り組みを行っています。昨今の人口減少は本町でも大きな課題となっていますが、多くの世代からの定住促進を目指し、定住後も住みやすさを感じてもらおうべく整備に努めています。そこで町の魅力をさらに向上させ、本町への移住・定住促進を図るために「地域おこし協力隊」を募集いたします。

## 2 活動内容

『「みはるぐらし」移住促進協力隊業務』・・・1名（役場内 企画政策課へ所属）

（主な活動内容）

### ①移住関連の情報発信

- ・移住定住 HP「みはるぐらし」の更新
- ・SNS（Instagram「みはるぐらし」内）などを通して、活動内容や町の様子を発信

### ②移住定住に関する相談業務及びサポート事業

- ・移住相談窓口での対応・移住支援
- ・空き家バンク事業の運営

### ③町内外での移住定住PR活動

- ・移住定住イベントでのPR活動
- ・町内外でのPR活動の企画運営

### ④交流・関係人口の創出と拡大に向けた活動

- ・交流・関係人口の創出と拡大のための企画運営

### ⑤地域おこし協力隊同士のネットワークづくり

### ⑥任期後の起業・就業のための自主活動

※活動内容については、上記すべてを必ず、ではありません!上記の中から隊員と相談しながら、決定していきます。もちろん上記以外の「こんなことができる!してみたい!」も歓迎します。

### 3 「三春町の協力隊として」求められる活動

- ・町職員、地域の方との連携・協働
- ・地域活動への積極的な参加及び参画
- ・活動に必要と思われる研修会、会議、地域の集会等への参加
- ・SNS等を活用した情報発信
- ・任期終了後の定住に向けた生活基盤の構築活動

### 4 応募条件

- 1) 20歳以上で概ね40歳以下の方（令和8年4月1日現在）
- 2) 次に掲げる要件(①～④)のいずれかに該当しており、隊員として着任して、三春町に住民票を異動できる方
  - ①居住地要件(国が定める地域要件に合致すること)

三大都市圏内の都市地域(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 ※全部条件不利地域以外)に住所を有する方。
  - ②指定都市のうち、条件不利地域以外の地域に現に住所を有する方。
  - ③本町以外において、地域おこし協力隊員として同一地域での2年以上の活動経験があり、かつ委嘱期間終了後1年以内の方。
  - ④語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)の参加者としての2年以上の活動経験があり、かつJETプログラム終了後1年以内の方。
- 3) 任期終了後も、本町に定住し、起業・就農・就業しようとする意欲がある方
- 4) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域おこし活動に積極的に取り組める方
- 5) 普通自動車免許を取得している方
- 6) パソコン・携帯電話等の情報通信機器を操作できる方  
(文書作成、表計算ソフトの利用、SNS等を活用できること。)
- 7) 土日及び祝日の行事や会議など、必要に応じて参加できる方
- 8) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方(参考を参照。)

#### 【注意事項】 ※重要

- \*採用後、応募内容に虚偽が見つかった場合には、地域おこし協力隊の活動を休止させ、任期を待たずに任用を取り消します。
- \*地域おこし協力隊は、町の職員として地域協力活動を行う制度です。町が適合しない活動内容であると判断した場合には、任期を待たずに任用を取り消します。

### 5 活動地域

三春町全域

(移住セミナーや移住相談に係る首都圏等への出張もあります。)

## 6 活動日数及び時間

- 1) 勤務日数 原則 週5日
- 2) 勤務時間 原則 午前8時30分～午後4時30分  
※活動内容によっては、勤務時間に変更が生じます。

## 7 活動形態及び期間

- 1) 一般職の会計年度任用職員（パートタイム）として町長が任命します。
- 2) 任用は原則、任用の日から令和9年3月31日までとします。  
※任用の日は、令和8年4月1日以降で、地域おこし協力隊として勤務可能な時期を相談しながら決めさせていただきます。  
※年度更新となりますが、活動に取り組む姿勢や成果等により、次年度への更新を判断し、最長3年まで延長します。
- 3) 任用後3ヶ月は、条件付採用期間となります。

## 8 報酬等

- 1) 報酬は、月額 195,000 円（社会保険料等自己負担分を含みます。）  
期末・勤勉手当あり（6月・12月）※支給率は、平均月額×2.325
- 2) 家賃、通勤手当、活動車両リース代、事務用備品（タブレットリース料等）は活動費の範囲内で補助します。 ※光熱水費は自己負担となります。
- 3) 研修等への参加費用は、活動費の範囲内で補助します。（相談の上）
- 4) 退職手当の支給はありません。

## 9 服務

地方公務員法に定める服務規程（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止）が適用され、違反した場合は懲戒処分等の対象とします。

## 10 待遇及び福利厚生

- 1) 休暇日で業務に支障がなければ、副業を認める場合があります。（相談の上、届出。）
- 2) 厚生年金及び健康保険、雇用保険に加入します。
- 3) 年次有給休暇及び特別休暇を付与します。

## 11 応募手続

- 1) 応募締切 令和7年12月22日（月）まで ※必着  
※上記期間中に申し込みがなかった場合には、受付を延長する場合があります。
- 2) 提出書類
  - ①履歴書（写真添付） 任意様式
  - ②地域おこし協力隊エントリーシート（指定様式）

③レポート(指定様式。「自己PR・地域おこし協力隊に生かしたい能力等」「三春町でどのように活動し、定住をしたいか」を記入してもらいます。)

④誓約書

※応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

3) 提出先

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2  
三春町役場 企画政策課 企画政策グループ 宛

## 12 選考

1) 第1次選考(令和7年12月末)

…書類選考の上、結果を応募者全員に書面にて通知します。また、合格者には第2次選考の案内を通知します。

2) 第2次選考(最終選考)(令和8年1月)

…三春町役場において、面接・実技等を行います。選考結果は面接者全員に通知します。  
なお、選考にかかる費用については、自己負担となります。

3) その他

…選考結果に関するお問い合わせは受け付けませんので、ご了承ください。

## 13 お問い合わせ

三春町役場 企画政策課 企画政策グループ (担当: 冨塚・澤田)

TEL : 0247-62-1122 FAX : 0247-61-1110

E-mail : kikaku.s@town.miharu.lg.jp

\*募集に関する質問は、文書(郵送、メール又はFAX)により行ってください。その際、「内容」以外に、必ず「住所」「氏名」「Eメールアドレス又はFAX番号」を明記してください。質問者への回答は、メール又はFAXで回答します。

(参考)

地方公務員法第16条における欠格事項

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者